

# 町田駅周辺地区基本構想

2011年11月  
町田市

## 目次

- 1 町田駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針・・・1
- 2 重点整備地区の位置・区域・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける  
移動等円滑化の事項・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 実施すべき特定事業その他事業に関する事項・・・・・・・・6
- 5 その他事項・・・・・・・・・・・・・・15

## 1 町田駅周辺地区における移動等円滑化の基本方針

### 1-1 基本理念

**高齢者や障がい者、子どもなどだれもが、鉄道やバスを利用しやすく、安全に安心して移動したり、施設が利用しやすいまちを目指す**

町田駅周辺地区は、合計約 50 万人／日もの乗降客が利用する JR 町田駅と小田急町田駅と 63 系統もの路線バスの交通拠点となっており、町田市民などにとって重要な乗り換え駅となっている。地区内には主要な商業業務施設や公共施設などが集積しており、歩行者優先エリアを含む町田市の都市核としての中心市街地が形成されている。

当地区は、これらの特性を踏まえ、交通マスタープランの基本目標である「だれもが中心市街地へ訪れやすく、回遊して楽しめるようにする」の実現へ向けて、高齢者や障がい者、子どもなどだれもが、鉄道・バスの乗り換えがしやすく、安全に安心して、地区内を移動できる歩行空間や地区内の施設を利用しやすくすることを目指す。その際、道路・通行空間や建物との接続など移動の連続性も考慮する。

整備については、早期実現を目指して、重点化を図りながら実現性を考慮して進めていく。

多様な事業のため、行政、交通事業者、施設所有者、商店等の従業者、来訪者などが各々の責務※を果たしながら、協力し合いバリアフリー化を推進する。

※困っている人に助力するなど来訪者も協力していただく対象となる。

### 1-2 基本方針

基本理念を達成するため、次のような4つの基本方針を設定する。

#### 基本方針 1

**鉄道やバスの施設は、だれもが利用しやすくするとともに、スムーズな乗り換えを目指す**

鉄道駅構内の通路や設備等の利用し易さ、案内や誘導の充実を目指す。

鉄道駅から鉄道駅、鉄道駅からバスターミナルなどへの乗り継ぎにおいて、だれもが利用しやすくなるように、鉄道やバス、ペDESTリアンデッキ等経路の改善、案内や誘導の充実を目指す。

#### 基本方針 2

**主要な商業業務施設や公共施設が集まり、歩行者でにぎあうエリアは、そのエリアに対応した歩行者にやさしい快適なバリアフリーを目指す**

2 鉄道駅隣接エリアは、歩行者優先エリアが立地し商業、業務施設が集積していることから終日歩行者が集中し、にぎわっているエリアであり、交通マスタープランでも、中心市街地の核として歩行者優先エリアと位置づけている。

このため、だれもが回遊して楽しめるように高齢者や障がい者などの歩きやすさと建物出入りし易さ等エリアの課題に対応した歩行者にやさしい快適なバリアフリーの向上を目指す。

### 基本方針3

#### 歩行空間整備は、少しでも早く安全で快適に利用できるよう早期実現を目指す

踏切横断に対する地下歩道の昇降施設や歩道における切り下げ部の段差・勾配等、誘導用ブロック敷設状況など問題のある経路は多い。民間を含む主要な施設では、トイレや案内や誘導等基準をすべて満たす施設は少ない。

このため、生活関連経路や生活関連施設は、少しでも早く実現できるように、次のような考え方により、整備の重点化と実現性を考慮して、安全に安心して歩いたり、施設が利用しやすくするためのバリアフリー整備を推進する。

- ・事業対象は、市役所や駅等市の核となる施設やそれを結ぶ経路など、高齢者や障がい者等からみた利用状況や問題内容と整備の実現性を考慮した最も重要な経路とする。事業は、その経路から優先的に行う。
- ・高齢者や障がい者等の利用の視点から問題点や課題の改善を目指すものであるが、各種特定事業の基準に満たない部分への整備を主体とする。
- ・小規模な整備を多く実施するなど実現性の高い整備を主体とする。
- ・道路における坂道などバリアフリー化が容易でないものは、並行する経路等代替ルートとして整備する。

※代替ルートがない場合、長期的対応を検討

各施設整備では、道路やデッキ等通行空間や建物出入口との接続部も段差解消する等バリアフリー空間が連続するように考慮する。

### 基本方針4

#### 行政、交通事業者、施設所有者、商店等の従業者、来訪者等、みんなで支え合い、助け合いながら「やさしい心」がふれあうバリアフリー化の推進を目指す

歩道上の看板や放置自転車等は、歩行者にとって大きなバリアとなる。このことを行政、交通事業者、施設所有者、商店等の従業者、市民以外も含む来訪者などが理解し、だれもがバリアを作らないように心がける必要がある。

民間の建築物も含む多様な事業が関係する基本構想の実現には、行政、交通事業者など多くの人の理解と協力が不可欠となる。

ハード施策だけではなく、困っている人に対して、交通施設や商店などでの従業者による接遇、街なかでの来訪者による手助けなどのソフトな対応も重要なバリアフリー化と考える。

このため、行政、交通事業者、施設所有者、商店等の従業者、来訪者、みんなで支え合い、助け合いながら、「やさしい心」があふれる、より質の高いバリアフリー化を推進する。

## 2 重点整備地区の位置・区域

### 2-1 設定にあたっての考え方

町田駅周辺地区における重点整備地区の設定にあたっては、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」（概ね下記の内容）に従い重点整備地区を設定した。

また、町田周辺地区においては交通拠点となる町田駅 2 駅、バスセンター、ターミナルがあり、商業施設が集積しているため面的に検討するエリアとしてコアエリアを設定した。

#### 【重点整備地区】

- 都市機能（業務・商業施設等）が集積している範囲
- 高齢者・障がい者等を含めた不特定多数の人が利用する施設（商業施設、医療施設、官公庁施設等）を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域：  
町田駅を中心として半径 500m内外の各施設が集積するエリア ※町田市域内

#### 【コアエリア（面的に検討するエリア）】

- 町田駅 2 駅・バスターミナル 2 箇所を中心とする、商業施設が集積している面的に検討するエリアとして、交通マスタープランの歩行者優先エリアを踏まえて設定

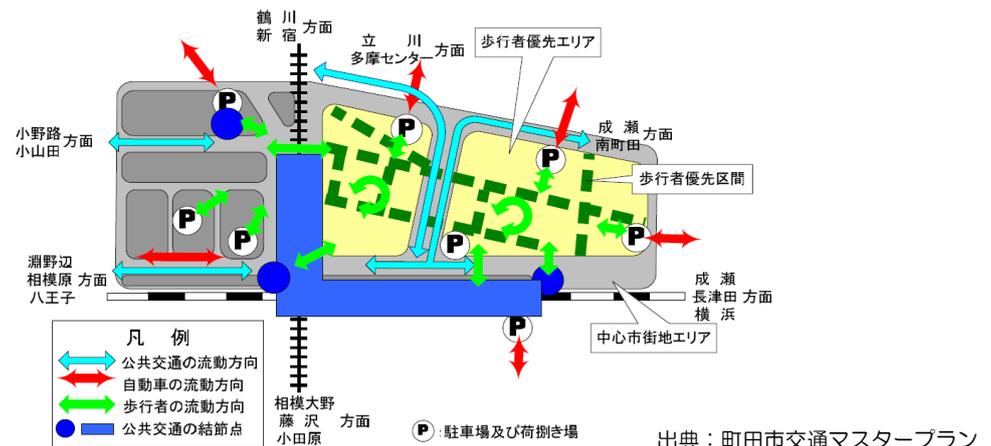


図 1 交通マスタープランにおける歩行者優先エリア

#### 【重点整備地区内と隣接部の施設について】

- 重点整備地区内の生活関連施設についてはネットワークで経路を設定
- 隣接部の生活関連施設（重点整備地区外の町田駅を中心として半径 1km 以内に立地する主要な公共施設・公園等）地区内ネットワークから当該施設までの経路を設定

### 2-2 重点整備地区の位置、地区の範囲

設定にあたっての考え方により町田駅周辺地区における重点整備地区及びコアエリアを設定した。（図 2 参照）

#### 【対象面積】

- 重点整備地区：約 69ha
- コアエリア：約 11ha

### ③ 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

#### ③-1 生活関連施設の設定

町田駅周辺地区における生活関連施設の設定にあたっては、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」（概ね下記の内容）に従い、生活関連施設として特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設を設定した。

##### 【特定旅客施設】

町田駅周辺地区における旅客施設のうち、特定旅客施設（利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件（5000人/日以上…バリアフリー新法））に該当するものは表1に示す施設となっている。

表1 特定旅客施設の概要 2008年度実績

特定旅客施設名称	施設管理者	乗降客数（人/日） 路線系統数
JR 町田駅	東日本旅客鉄道(株)	216,438 <sup>※1</sup>
小田急 町田駅	小田急電鉄(株)	291,952 <sup>※1</sup>
町田バスセンター 町田ターミナル	町田市・神奈川中央交通(株)	計 63 系統 <sup>※2</sup>

※1：乗降客数/各社HP

（JRの駅乗降客数については乗車人員数の2倍を乗降客数として代用）

※2：路線線系統数/町田ガイドマップ、神奈川中央交通HP

##### 【官公庁施設、福祉施設その他の施設】

「市内全域の移動等円滑化の全体方針」を踏まえ、町田駅周辺1km圏域を対象に、官公庁施設（市役所等）、福祉施設（老人福祉施設、障がい者福祉施設等）の他、高齢者、障がい者等の不特定多数の利用が多いと考えられる病院、集会所、郵便局、保健所、図書館、商業施設の他、指定避難場所等にも指定されている学校や、公園・特定路外駐車場を抽出し、生活関連施設として設定した。（図2 参照）

#### ③-2 生活関連経路の設定

③-1 で設定された生活関連施設間を結ぶ生活関連経路について、特定旅客施設など主要な施設からのアクセスや、ネットワーク形成、高齢者、障がい者等の利用状況を考慮するとともに、市役所本庁舎移転などを重視し、「市内全域の移動等円滑化の全体方針」（概ね下記の内容）に示す視点・考え方により設定を行った。（図2 参照）

- ・ 主要な生活関連施設間を結ぶ最短経路を優先的に選定
- ・ その他生活関連施設へのアクセス経路を追加
- ・ 利用者意向調査による利用が多い経路を追加

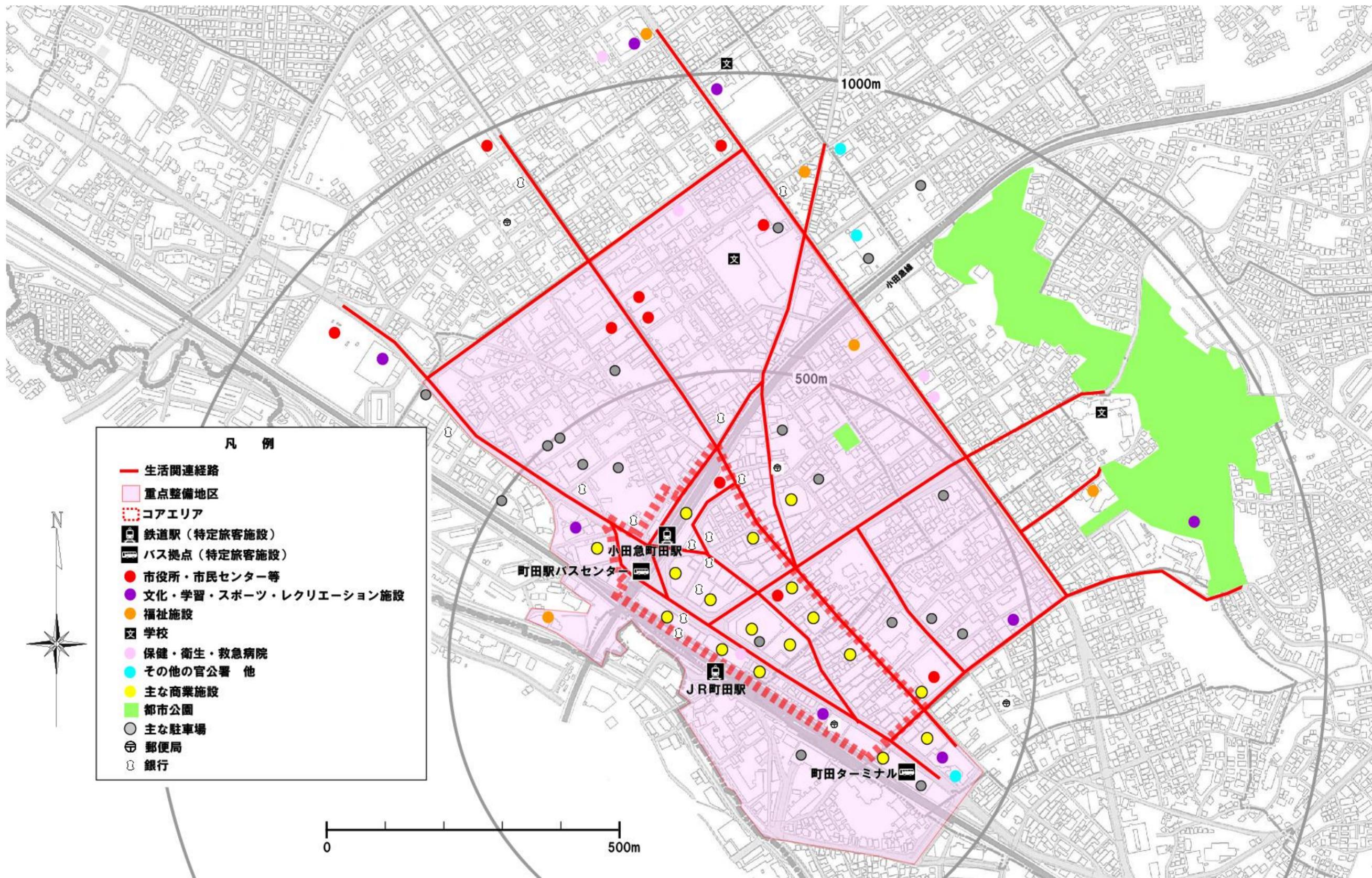


図 2 町田駅周辺地区における重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

## 4 実施すべき特定事業その他事業に関する事項

### 4-1 重点整備地区 全体

#### ①公共交通特定事業

##### a) 公共交通特定事業の対象

公共交通特定事業を実施する箇所は以下の特定旅客施設とバス停を対象とする。

##### 【特定旅客施設】

- ・ JR 町田駅
- ・ 小田急 町田駅
- ・ 町田バスセンター
- ・ 町田ターミナル

なお、上記 2 鉄道の車両と町田バスセンター・町田ターミナル等を発着するバス車両は、特定車両として公共交通特定事業の対象となる。

表 2 公共交通特定事業の対象となるバス交通

路線バス	神奈川中央交通(株)
	小田急バス(株)
市民バス・ コミュニティバス	町田市民バス「まちっこ」(町田市)
	町田市地域コミュニティバス(町田市、神奈川中央交通(株))

##### b) 公共交通特定事業の事業内容

ここでは、公共交通特定事業の主な事業内容（対象施設、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。

なお、対策の考え方には、「公共交通移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。（表 3 参照）

表 3 事業内容（公共交通）

	対象施設	対策の考え方	整備内容（ソフト対応も含む）	整備時期	位置番号
①	JR町田駅	・視覚障がい者誘導ブロックの改善	・南口側通路における誘導用ブロックの改善	短期	1
		・ホームにおける安全な乗降の確保	・駅務者への接遇教育等	適宜	2
		・利用しやすいトイレへの改善	・中央口トイレの改善 男女別トイレへ行く階段の改善（一段目が高い）	中期	3
②	小田急町田駅	・利用しやすい出入り口、改札口への改善	・通路の床面（タイル）の改善	短期	4 5 6
			・改札口へのアクセス向上	長期	7
		・ホームにおける安全な乗降の確保	・駅務者への接遇教育等	適宜	8
③	バスセンター	・案内・サインの設置・改善	・バス乗り場における案内・サインの改善	中期	9
④	ターミナル	・案内・サインの設置・改善	・エレベーター位置の案内の改善（内容・設置位置）	短期	10
⑤	タクシー乗り場	・利用しやすいタクシー乗り場への改善	・タクシー乗り場の誘導ブロックの位置の改善	短期	11 12
⑥	路線バス	・バス乗降時における安全性の確保	・低床バスの導入 ・職員による障がい者・高齢者への対応（講習会等によるバリアフリー教育の実施、筆談用具の設置）	順次導入	—
	全体	各施設における誘導・案内・サインの改善については、中心市街地の交通動線の流れを検討する中で、総合的に計画する必要があるため、「町田市サイン基本計画」を踏まえ、施設間の乗り継ぎ等に配慮しながら町田市が全体のイニシアチブを取って各施設で実施する。			

※なお、事業の実施主体と施設管理者が異なる場合がある。

<整備時期>

短期：概ね3年以内（～平成25年度）

中期：5年以内（～平成27年度）

長期：6年以上（平成28年度以降）

※「長期」については実施するが整備完了年度は調整中

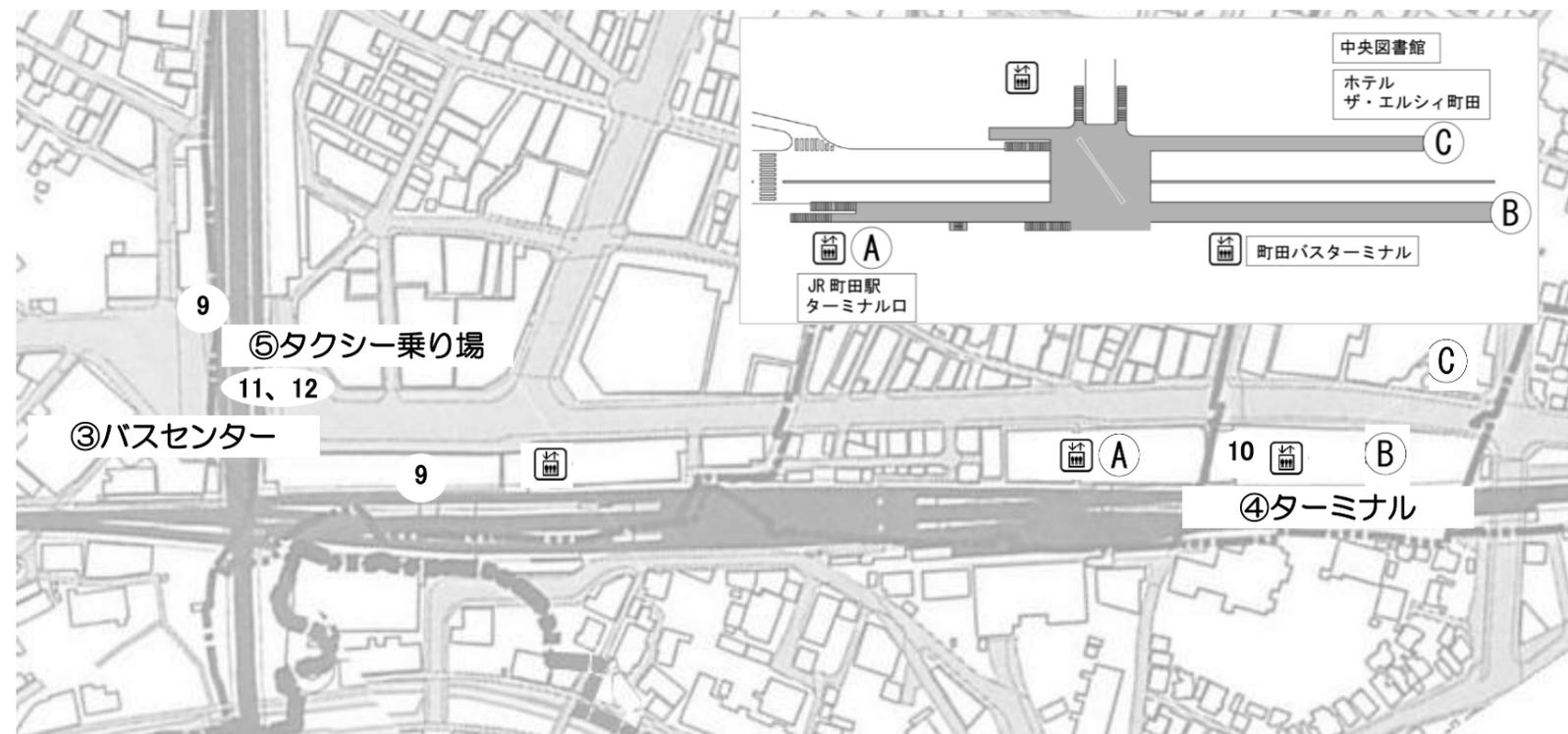
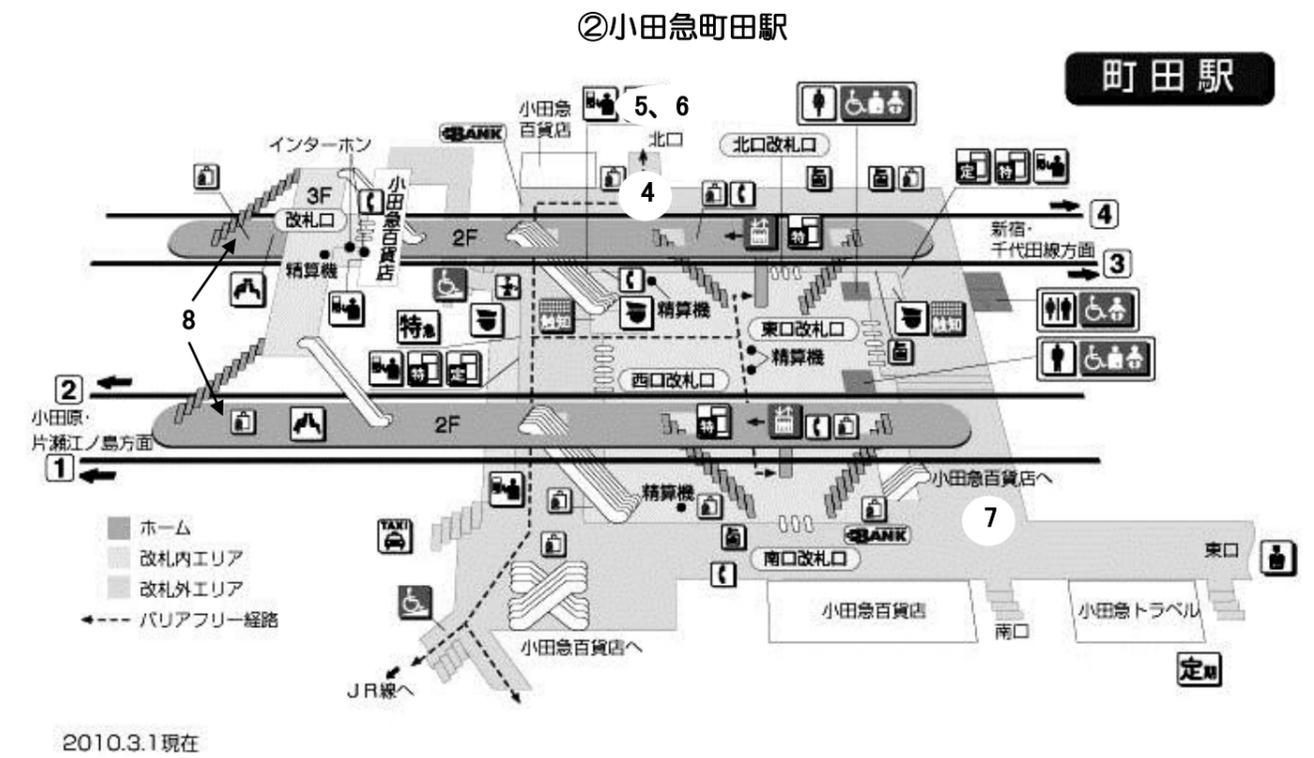
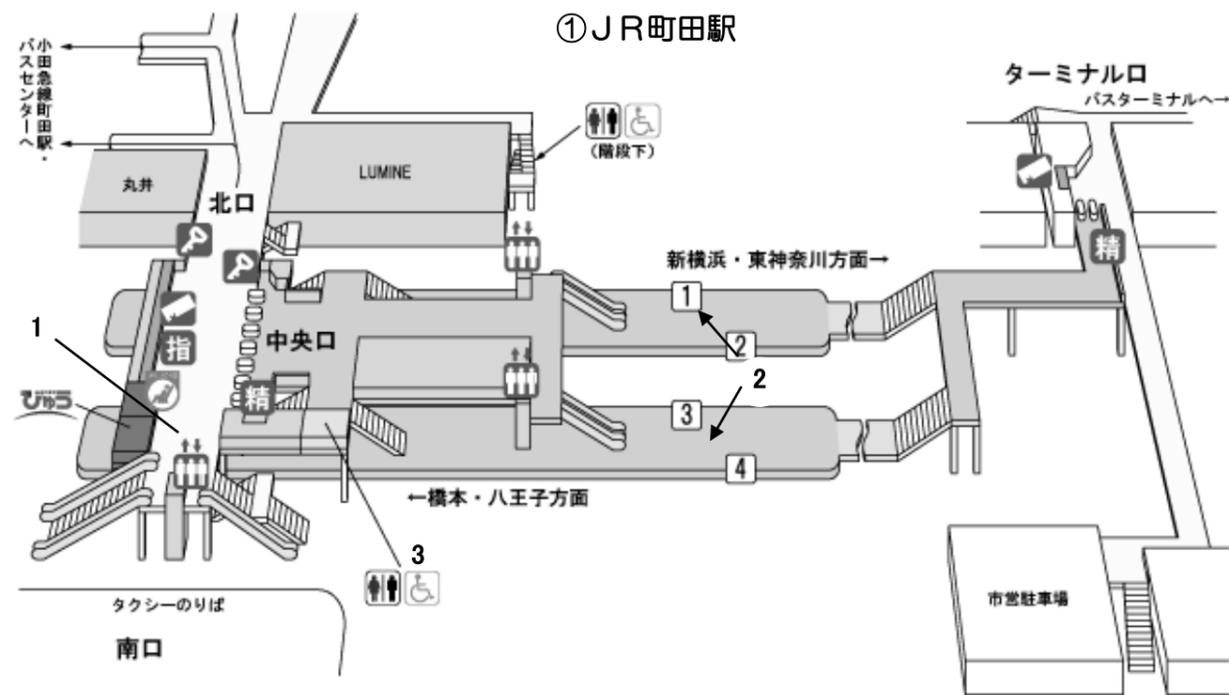


図 3 事業位置（公共交通）

## ②道路特定事業

### a) 最重要生活関連経路

生活関連経路において、早期実現を図るために、優先的に整備を進める最重要生活関連経路を地区の特性と歩行者の利用実態（アンケート調査結果のよく歩く経路指摘、町田市中心市街地通行量調査※<sup>1</sup>）及び実現性を踏まえ、駅等を含むコアエリアへのアクセスを考慮して選定した。（図 4 参照）

選定の考え方は、次のとおりである。

#### 【選定の考え方】

- コアエリアに関する経路；中心市街地の核となる歩行者が集中するコアエリアの外周とコアエリア内の経路
- 地区の骨格となる経路；JR町田駅と小田急町田駅及び町田バスセンターを含むコアエリアから放射状に広がる経路
- 最重要生活関連施設のアクセス経路；上記経路に最重要生活関連施設のアクセス経路を追加

※1：町田市中心市街地通行量調査/都市整備環境調査報告書  
(2009年11月実施 町田商工会議所)

### b) 道路特定事業の事業内容

ここでは、最重要生活関連経路について、主な事業内容（問題箇所の区間、対策の考え方、整備内容、整備時期）を示す。（表 4 参照）

対策の考え方には、「道路移動等円滑化基準」に適合するための考え方を示しているが、早期整備が困難な場合は、実現性を考慮した暫定的な内容を示している。

その他の生活関連経路は、各種関連事業と整合をとりながら、検討をしていくものとする。

表4 事業内容（道路）

対象施設	対策の考え方	整備内容	整備時期	位置番号
町田街道 （主要地方 道八王子町 田線）	・歩道空間の横断勾配・縦 断勾配の改善	・歩道切り下げ部におけるすりつけ勾 配の改善	中長期	1 2
町田駅前通 り	・視覚障がい者誘導案内設 備の整備・改善	・視覚障がい者誘導ブロックの設置・ 改善	中期	3 4 5
	・歩道空間の横断勾配・縦 断勾配の改善	・縦断勾配の改善	短期	6
・歩道切り下げ部におけるすりつけ勾 配の改善		短期		
町田市役所 交差点 ～小田急 線踏切	・踏切の解消、歩行・横断 経路の確保、地下横断歩 道のバリアフリー化	・地下歩道のエレベーターの設置	短期	7 8
		・手すりの設置	中期	
町田街道～ せりがや会 館	・歩行者・自動車の分離・ 明確化	・歩行者通行路明確化（カラー舗装・ 路面標示） ・自動車への注意喚起	中期	9
ペDESTリ アンデッキ	・視覚障がい者誘導ブロッ クの設置・改善	・視覚障がい者誘導ブロックの設置・ 改善	短期	10
	・利用しやすいスロープへ の改善	・小田急線高架下デッキのスロープの 幅員の改善	中期	11
	・デッキの上下間移動の改 善	・町田横断歩道橋西側へのエレベータ ーの設置	短期	12
全体	各施設における誘導・案内・サインの改善については、中心市街地の交通動線の流れを検討 する中で、総合的に計画する必要があるため、「町田市サイン基本計画」を踏まえ、施設間 の移動等に配慮しながら町田市が全体のイニシアチブを取って各施設で実施する。			

※ペDESTリアンデッキの上下間移動の改善については、町田横断歩道橋西側だけではなく、  
今後検討を進めていく中で、必要に応じて改善を図る。

<整備時期>

短期：概ね3年以内（～平成25年度）

中期：5年以内（～平成27年度）

長期：6年以上（平成28年度以降）

※「長期」については実施するが整備完了年度は調整中

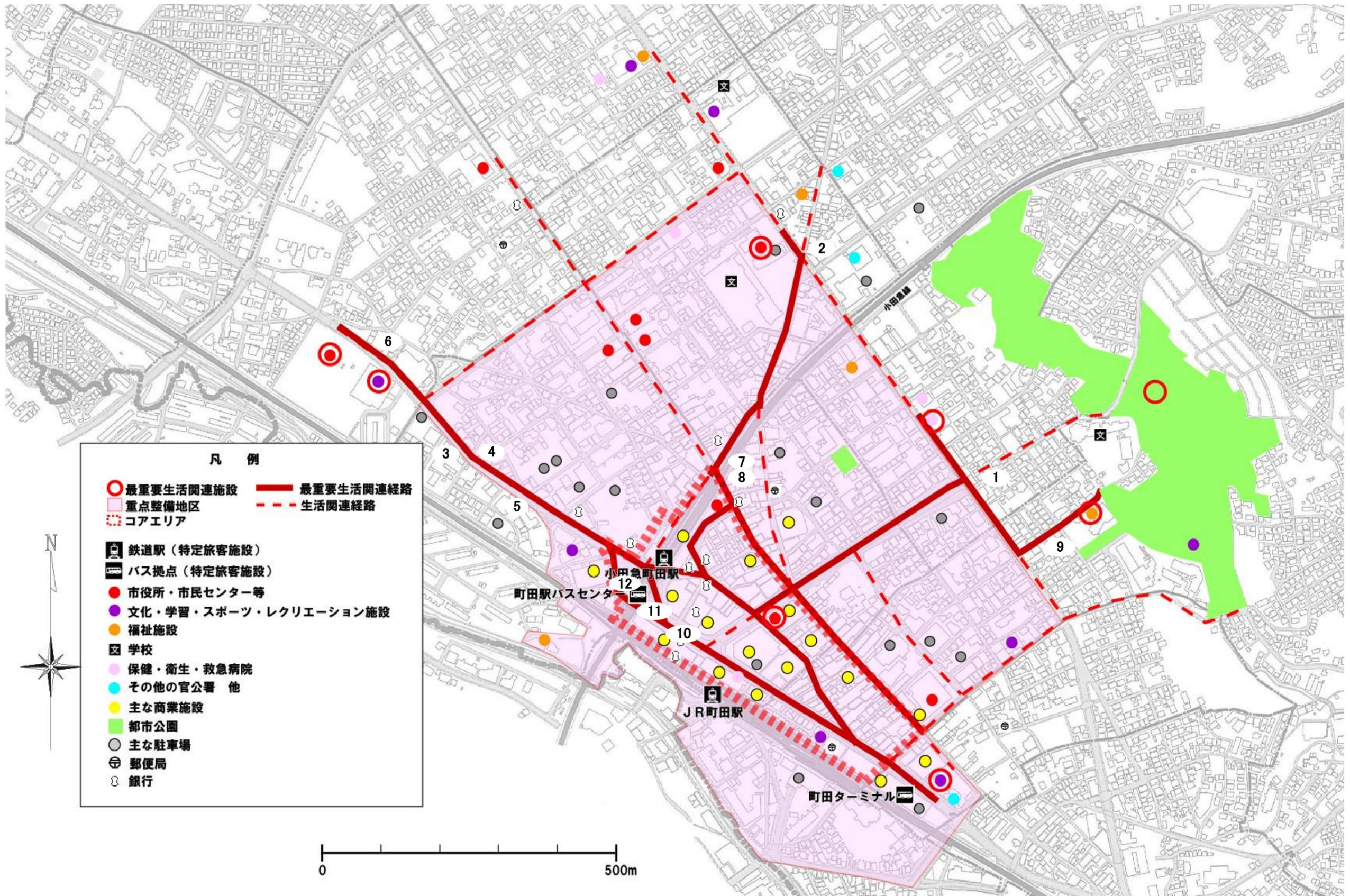


図 4 最重要生活関連経路と事業位置

### ③建築物特定事業、都市公園特定事業などの特定事業

#### a) 最重要生活関連施設の設定

特定旅客施設を除く生活関連施設において、早期実現を図るために、優先的に整備を進める最重要生活関連施設を実現性や、高齢者や障がい者を含む不特定多数の人によく利用される公共性の高さを考慮して選定した。

選定の考え方は、次のとおりである。

#### ○ 公共施設のうち利用圏域が広域の施設、本部等核となる施設、高齢者や障がい者がよく利用する施設

- ・ 町田市役所本庁舎（移転先の新庁舎も含む）
- ・ 町田中央公民館
- ・ 町田市民ホール
- ・ 中央図書館
- ・ せりがや会館
- ・ 健康福社会館
- ・ 芹ヶ谷公園

#### b) 特定事業の事業内容

対策の考え方としては、国の「建築物移動等円滑化基準」に適合することであるが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準適合を目標とする。

各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築等費用の確保など困難な課題があることから、個別協議により事業を進めていくこととする。

#### ④交通安全特定事業

ここでは、最重要生活関連経路における課題に対して、「交通安全特定事業」として行う事業内容を示す。

放置自転車については、町田市交通政策や放置自転車対策など、町田市との連携に留意する。

- 信号機の改良（音響機能の整備、改良など）
  - ・ 町田街道（音響機能の整備；市役所本庁舎周辺の市道との交差点、盲人用押しボタンの位置改善；原町田大通り交差点）
  - ・ 栄通り（音響機能の整備；森野交差点）
  - ・ 町田駅前通り（音響機能の整備；町田市民ホール前の交差点、西友前の交差点、）
  - ・ 原町田大通り（音量の改善；JR町田駅前北の交差点）
  
- 違法駐車防止のための指導・取締り等
  - ・ 小田急町田駅付近歩行者優先エリア（町田市の放置自転車撤去と連携した放置自転車の指導・取締り）
  - ・ 違法駐車行為などの防止についての広報啓発活動

## 4-2 コアエリア

コアエリアは、特定旅客施設（JR町田駅、小田急町田駅、町田バスセンター、町田ターミナル）に隣接または、含む、商業施設が集積しているエリアである。

また、商業施設が集中するメインの経路である中央通りやターミナルロード等は歩行者優先エリアとして、時間により車両の進入が規制されているため、終日歩行者が集中するエリアである。

そのため、コアエリアについては、中心市街地の核として面的に検討するエリアとして、商業施設の集積と交通マスタープランの歩行者優先エリアを踏まえて事業内容の検討をしていくものとする。

※コアエリアの範囲は、図4 参照。

### 【コアエリアにおける対策の考え方】

コアエリアの対策の考え方としては、地区の課題として挙げられた問題・課題を踏まえて前出の特定事業以外についての検討を行った。

表 5 事業内容（コアエリア）

対策の考え方	ソフト対応	整備時期
歩行空間の確保、障害物の撤去	・クリーンキャンペーン（自転車） （見回り・啓発活動）	適宜
	・沿道店舗の協力による道路環境整備 （見回り・点検）	適宜
いつでも利用できるトイレの確保（施設管理を考慮して運用方法も検討）	・官民連携によるトイレの確保 （いつでも、誰でも利用できる）	短期
施設出入り口部の歩行空間の段差改善	・有人対応（当面もしくは補完的対応） （心のバリアフリーの向上：沿道店舗の協力、住民同士の助け合い、困っている人に助力する心遣い等）	適宜

留意事項：コアエリアについては、実行性を高めるため交通マスタープランを踏まえた交通施策、無電柱化等の道路施策の観点と一体的に取り組み歩行者の障害となるものを取り除く

短期：概ね3年以内（～平成25年度）

## 5 その他の事項

歩道上の看板や放置自転車などのバリアを作らないこと、困っている人<sup>※</sup>に対する従業者による接遇や来訪者による手助け(必要としている方)、民間施設を含む施設のバリアフリー化などは、行政、交通事業者、施設所有者、商店等の従業者、来訪者が各々の責務を果たしながら、協力して整備を推進することが必要である。

そのためのソフト施策として、施設所有者、交通事業者や商店等の従業者、市民と市民以外の来訪者を対象に、障がいなどへの理解、介助方法などの接遇、心のバリアフリーなど積極的な育成、広報、啓発活動が必要である。

市又は都が保有している既存資料を事業実施時に有効活用したり、町田市福祉のまちづくり推進協議会の関係組織や教育等関係機関との連携を図りながら積極的な育成、広報、啓発活動を実施する。

### 主な事業

- 基本構想を市報やHPに掲載、パンフレットの配布
- 施設所有者や交通・商店の事業者へ基本構想や各事業内容の説明、各種資料の配布説明

その他には、例えば以下のような施策が考えられる。

- サインポストの設置
- 町田市福祉のまちづくり推進協議会主催によるイベントやキャンペーン活動等の実施
- 教育機関での交通教育、バリアフリー教育の実施 等

※) 困っている人：段差等により店舗に入れずにいる車いすの方、店舗の入口がわからずにいる視覚障がい者の方など

### <説明資料>

- 私にもできる支えあうまちづくり 心のバリアフリーハンドブック(改訂版) 町田市
- 伝えあうことから始めよう 情報バリアフリーハンドブック 町田市
- 身近なバリアフリーハンドブック 東京都
- みんながまた来たくなるお店づくり だれにでもおもてなしのサービスを 東京都

### <関連資料>

- みんなでつくるやさしいまち 施設整備デザインブック 建物・駅・道路・公園(まちだの事例編) 町田市
- みんなのおでかけマップ 町田市バリアフリーマップ冊子版 2009年版 町田市

